**○農林水産省告示第千二百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市神川町神上字坊ノ谷三八〇の一、三八一、井戸町字杉山二六二二の三（国有林）、二六二二の一、二六二二の二、二六二七、四二五五、四二六〇、四二六二、字坊作り二五九一の二、二五九一の三、二五九七、二五九七の二、二六〇三の一、四二六三、四二六四、字ムクロジ四二六九の一（次の図に示す部分に限る。）、四二五六、四二五七の一から四二五七の三まで、四二五九、四二六六、五郷町桃崎字赤倉山一一八八の一・一一八八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、神川町長原字唐竹尾平一一四六の一、一一四六の三、一一四八の一、一一五〇、一一五一、一一五二の一、一一五三、紀和町大栗須字大堀上ミ七九の四（国有林）、七九の一から七九の三まで、八〇の一、八一、八二、五郷町和田字大坪六〇一、六〇二、六〇四、六〇五、六〇八、六〇九の一、六〇九の二、六一〇、字サヶ山六〇六、飛鳥町大又字高瀬山一四六五の一（次の図に示す部分に限る。）、飛鳥町小又字植地五四〇の一、字李五五九から五六一まで、字冬木谷五六三の三、五六六、五六七の一、五六八、五六九、五七一、字平松五七〇、新鹿町字中山二一九五、南牟婁郡御浜町大字神木字大河地二五七七の一五・二五七七の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坊ノ谷三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市甫母町字赤目六一二の一、木本町字切立九三八、九五三、井戸町字中井田三二〇七、三二〇九、三八二〇、字松原三六四九の一三・三六四九の一四（以上二筆国有林）、三六四九の一、字馬ノ戸三六五六の二、三六五六の九、有馬町字羽市木二の一九（国有林）、二の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百九十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十九年七月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野字一本杉一乙四五の一、乙六の一地先、乙六の三地先、乙七の一地先、乙七の二地先、乙二二地先、乙二八地先、乙四二の二地先、乙四三の一地先、乙四四地先、乙四五の一地先

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第七百十四号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年七月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|
| 第5417号 | 作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式） | BJ－270型 | 東洋物産株式会社 | 使用する外装布の種類の追加 |

**○四国地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 字和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで | 前 | A・B・C・D | 六・八〇～七七・七四メートル | 一七・九二二キロメートル | 上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | A・B・C・D | 六・八〇～一〇・一四～二五四・〇〇 | 七七・七四～一〇・一四～二五四・〇〇 | 一七・九二二 |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

**○国土交通省告示第七百十三号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成二十九年七月二十六日付けをもって、次の港湾を同項に規定する国際旅客船拠点形成港湾として指定したので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第一条の八の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

| 都道府県 | 国際旅客船拠点形成港湾 |
|---|---|
| 神奈川県 | 横浜港 |
| 静岡県 | 清水港 |
| 長崎県 | 佐世保港 |
| 熊本県 | 八代港 |
| 沖縄県 | 本部港、平良港 |